

リチウムイオン電池(リチウムポリマー電池を含む)を発送する場合

お客様の貨物に含まれるリチウムイオン電池の内容により、発送方法が異なります。まずは発送される電池の規格をお客様ご自身でご確認いただいた上で、下記のご案内に基づき、適切な手順でご発送くださいますようお願いいたします。

お客様の貨物には、次のいずれかの電池が含まれていますか？

- 100Wh 超のリチウムイオン組電池(Batteries)
- 20Wh 超のリチウムイオン単電池(Cell)

はい | いいえ

航空危険物に該当します
★

リチウム電池を、機器と一緒に発送しますか？
機器とは、リチウム電池がその作動のために電力を供給する器具または装置を意味します。【備考1】

はい | いいえ(電池単体 図3)

貨物(1包装物あたり)のリチウム電池のみ合計重量は5kg 超ですか？

旅客機での輸送禁止です

航空危険物に該当します
★

お客様の貨物は非危険物の扱いで輸送可能です。
下記必要事項をご確認下さい。

電池は定格容量の30%の充電率を超えますか？

はい | いいえ

航空輸送禁止です
(政府の許可が必要な場合があります)

電池単体の発送【備考1】
(UN3480 PI965 Section IA/IB)
航空危険物に該当します
★

★ 航空危険物に該当する場合

第9分類リチウム電池またはナトリウムイオン電池ラベル、危険物申告書、包装基準によっては、国連規格容器の使用が必要です。詳細はIATA 危険物規則書をご覧ください。

* 危険物を出荷される方は、必要なトレーニングを受け、適用される規則を理解している必要があります。

* 危険物貨物はフェデックスで危険物が輸送可能な地域のみフェデックス・インターナショナル・プライオリティまたはフェデックス・インターナショナル・プライオリティエクスプレスのサービスで受託しております。詳細はカスタマーサービスまでお問い合わせ下さい。

電池組み込みの場合の必要事項 (UN3481 PI967 Section II)

- ① 電池マーク
- ② 航空貨物運送状の Shipment Information (貨物明細)の欄に次の文言を略さずに記入
“Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI967”

(注) 次の場合①および②は不要です。

- A) ボタン電池のみが組み込まれた機器(回路基板を含む)または
- B) 「機器に組み込まれた2個以下の組電池、または4個以下の単電池を収納した包装物」が1運送状あたり2個以下

(推奨) 充電率は定格容量の30%まで、又は表示された電池の容量の25%まで

電池同梱の場合の必要事項 (UN3481 PI966 Section II)

- ① 電池マーク
- ② 航空貨物運送状の Shipment Information (貨物明細)の欄に次の文言を略さずに記入
“Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI966”

(注) 貨物(包装物)内の組電池または単電池の個数は、機器の作動に充当する個数に予備の2セットの個数を加えた個数を超えてはならない。

組電池および単電池の「セット」とは、個々の機器の作動に必要なとされる組電池または単電池それぞれの個数をいう。

(推奨) 充電率は定格容量の30%まで。(但し、2026年からは、ワット時定格値 2.7Wh 超の場合は必須)

【共通要件】

- 電池は UN Manual of Tests and Criteria, Part III, Subsection 38.3 の試験要件を満たしている必要があります。
 - 特別規定 A88 または A99 を適用する全ての電池には、事前の承認が必要です。こちらのメールアドレス (A88A99approvalrequest@fedex.com) に要請を送信してください。【FX-05(a)】
 - 弊社は当局の認可があっても明確に事前承認されていない場合は廃棄用電池およびリサイクル、または処分のため輸送される電池はいかなるものの輸送も受託しません。【FX-04(e)、特別規定 A183】
 - 不良品や破損している電池、危険な熱の発生、出火あるいは短絡をもたらす可能性があるリチウム電池は輸送が禁止されています。いかなる電池駆動の機器もリコール品に該当するものは、そのリコールが安全性にかかわるものではなく、且つ電池が火災または危険な熱の発生可能性がないものに限り受託します。【特別規定 A154】
 - 修理のため電池が内蔵された電子機器を送る際は、危険な熱、火災、短絡を発生する可能性のある場合、電池を取り外して出荷する必要があります。
 - 全ての包装基準の全てのリチウム/ナトリウム電池 (Section IA, IB および II) は、以下の分類/区分の危険物と同一の包装物に収納して輸送することはできません。
区分 1.4、区分 2.1、第3分類、区分 4.1、区分 4.2、区分 4.3、区分 5.1、区分 5.2 および第8分類ならびに貨物専用ラベルが貼付された区分 2.2。当該規定は同梱(All Packed in One)、オーバーパックおよび、同梱/オーバーパックの組み合わせを含みます。
例外: 温度管理機器 (Temperature control devices) に PI967、970、または PI978 の Section II のリチウム/ナトリウム電池のみが含まれ、包装物には、電池マークが求められないもの。フェデラルエクスプレス自動出荷システム (FedEx Ship Manager) で UN 3481, PI967, UN 3091, PI970, または UN 3552, PI97 が選択されていない場合に限りです。【FX-05(b)】
 - 運航中に駆動させた状態データロガーまたはデータモニター (フェデラルエクスプレス SenseAware を除く) の装置を発送する荷送人は、事前承認が必要です。装置は製造元とモデル番号ごとに承認手続きが必要です。承認済みの装置は承認手続きが不要です。その装置が承認されているかどうかの確認および承認手続きにつきましては Worldwide Account Manager (WAM) にお問合せ下さい。担当の WAM が不明な場合は、セールスまたはアカウントマネージャーまでご連絡下さい。【FX-05(c)】
 - 電池駆動の小型乗り物は、企業(会社)からの新品、未開封のオリジナル容器に収納されているものに限り受託しております。使用されたことのある、改造された、または個人、転売業者(再販業者)、第三者からの自立式乗り物 (balancing vehicles) 貨物は受託できません。【FX-04(f)】
この規定における電池駆動の小型乗り物の例:
ホバーボード(Hover board)、自立式乗り物(self-balancing vehicles)、電動一輪式のスクーターやパーソナルモビリティ(unicycle scooters and one-wheeled personal transport vehicles)
 - 電池マークの貼付が求められる UN3091 または UN3481 セクション II の場合は、フェデラルエクスプレス自動出荷システム (FedEx Ship Manager) で「パッケージの詳細の項目」にある「リチウム電池を追加」を選択してください。
 - リチウム/ナトリウム電池は、1.2メートルの落下試験に合格している必要があります。(UN3481 PI967、UN3091 PI970 と UN3552 PI978 は対象外)
 - 包装物の積み重ね試験(3mの高さまで積み上げた同重量の加重に24時間耐えられること)に合格している必要があります。
 - 次の例外を除き、フェデックスの梱包材は利用できません。【FX-06】
 - フェデックス White および Brown の Box と Tube は、UN3481 と UN3091 の Section II の貨物に利用することができます。
 - フェデックスパックは包装物に電池マークが要求されない場合、強固で頑丈な容器(例えばファイバーボード製箱)に入れた UN3091 と UN3481 の Section II のリチウム電池の輸送に使用できます
 - Section II の UN3481 PI966、UN3091 PI969 または UN3552 PI977 に該当する貨物の場合、電池は内装容器に完全に収納し、それから機器と一緒に強固で丈夫な外装容器に入れてください。
 - 輸送中に機器が外装容器内で移動しないように固定し、電池はショートや加熱を防ぐよう梱包し、機器が誤作動しないようにスイッチを保護してください。
 - 同じ外装容器内に複数の機器が包装される場合、損傷させないよう機器は包装された他の機器との接触を防止して下さい。
- 詳細は、最新の IATA 危険物規則書、及び IATA が発行するリチウム電池ガイダンスドキュメントをご参照下さい。<http://www.iata.org/whatwedo/cargo/dgr/Pages/lithium-batteries.aspx>

【備考1】

他の機器への充電を主目的とする携帯用充電器(Power bank、モバイルバッテリー)は機器ではありません。これらは電池単体としての性質を強く持つことから、電池単体(PI965)が適用されます。

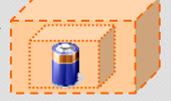
電池を機器に組み込んで発送(図1)



電池と機器を同梱で発送(図2)



電池単体で発送(図3)



【注意】

図の電池の形状はイメージです。実際とは異なる場合がございます。

リチウム金属電池(リチウム合金電池を含む)を発送する場合

お客様の貨物に含まれるリチウム金属電池の内容により、発送方法が異なります。まずは発送される電池の規格をお客様ご自身でご確認いただいた上で、下記のご案内に基づき、適切な手順でご発送くださいますようお願いいたします。

お客様の貨物には、次のいずれかの電池が含まれていますか？

- 総リチウム含有量が 2g 超のリチウム金属組電池 (Battery)
- リチウム含有量が 1g 超のリチウム金属単電池 (Cell)

* 総リチウム含有量とは組電池を構成する単電池に含まれたリチウム金属量をグラム単位で合計したものを意味します。
* リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池からなる組電池の場合は、カスタマーサービスにお問い合わせ下さい。

はい | いいえ

航空危険物に該当します

★

リチウム電池を、機器と一緒に発送しますか？

* 機器とは、リチウム電池がその作動のために電力を供給する器具または装置を意味します。

はい | いいえ (電池単体 図3)

貨物(1包装物あたり)のリチウム電池のみの合計重量は5kg超ですか？

はい | いいえ

航空危険物に該当します

★

お客様の貨物は非危険物の扱いで輸送可能です。下記必要事項をご確認下さい。

組込(図1) | 同梱(図2)

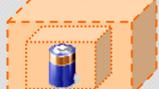
電池を機器に組み込んで発送(図1)



電池と機器を同梱で発送(図2)



電池単体で発送(図3)



【注意】
図の電池の形状はイメージです。実際とは異なる場合がございます。

旅客機での輸送禁止です

電池単体の発送
(UN3090 PI968 Section IA/IB)

航空危険物に該当します

★

電池組込みの場合の必要事項 (UN3091 PI970 Section II)

- ① 電池マーク
- ② 航空貨物運送状の Shipment Information (貨物明細)の欄に次の文言を略さずに記入
"Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI970"

(注) 次の場合①および②は不要です。

- A) ボタン電池のみが組み込まれた機器(回路基板を含む)または
- B) 「機器に組み込まれた2個以下の組電池、または4個以下の単電池を収納した包装物」が1運送状あたり2個以下

電池同梱の場合の必要事項 (UN3091 PI969 Section II)

- ① 電池マーク
- ② 航空貨物運送状の Shipment Information (貨物明細)の欄に次の文言を略さずに記入
"Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI969"

(注) 貨物(包装物)内の組電池または単電池の個数は、機器の作動に充当する個数に予備の2セットの個数を加えた個数を超えてはならない。組電池および単電池の「セット」とは個々の機器の作動に必要なとされる組電池または単電池それぞれの個数をいう。

★ 航空危険物に該当する場合

第9分類リチウム電池またはナトリウムイオン電池ラベル、危険物申告書、包装基準によっては、国連規格容器の使用が必要です。詳細は IATA 危険物規則書をご覧ください。

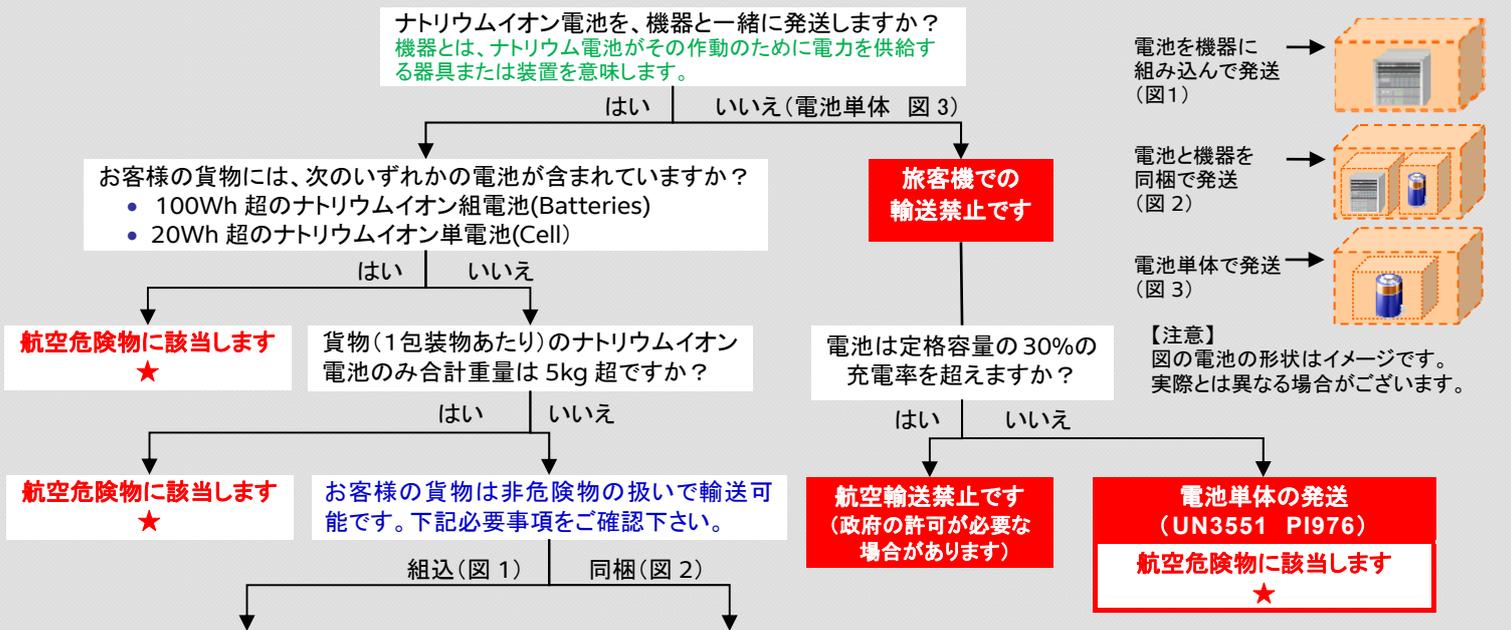
- * 危険物を出荷される方は、必要なトレーニングを受け、適用される規則を理解している必要があります。
- * 危険物貨物はフェデックスで危険物が輸送可能な地域のみフェデックス・インターナショナル・プライオリティまたはフェデックス・インターナショナル・プライオリティエクスプレスのサービスで受託しております。詳細はカスタマーサービスまでお問い合わせ下さい。

【共通要件】

- 電池は UN Manual of Tests and Criteria, Part III, Subsection 38.3 の試験要件を満たしている必要があります。
- 特別規定 A88 または A99 を適用する全ての電池には、事前承認が必要です。こちらのメールアドレス (A88A99approvalrequest@fedex.com) に要請を送信してください。【FX-05(a)】
- 弊社は当局の認可があっても明確に事前承認されていなければ廃棄用電池およびリサイクル、または処分のため輸送される電池はいかなるものも輸送も受託しません。【FX-04(e)、特別規定 A183】
- 不良品や破損している電池、危険な熱の発生、出火あるいは短絡をもたらす可能性があるリチウム電池は輸送が禁止されています。いかなる電池駆動の機器もリコール品に該当するものは、そのリコールが安全性にかかわるものではなく、且つ電池が火災または危険な熱の発生可能性がないものに限り受託します。【特別規定 A154】
- 修理のため電池が内蔵された電子機器を送る際は、危険な熱、火災、短絡を発生する可能性のある場合、電池を取り外して出荷する必要があります。
- 全ての包装基準の全てのリチウム/ナトリウム電池 (Section I, IA, IB および II) は、以下の分類/区分の危険物と同一の包装物に収納して輸送することはできません。
区分 1.4、区分 2.1、第3分類、区分 4.1、区分 4.2、区分 4.3、区分 5.1、区分 5.2 および第8分類ならびに貨物機専用ラベルが貼付された区分 2.2。当該規定は同梱 (All Packed in One)、オーバーバックおよび、同梱/オーバーバックの組み合わせを含みます。
例外: 温度管理機器 (Temperature control devices) に PI967、970、または PI978 の Section II のリチウム/ナトリウム電池のみが含まれ、包装物には、電池マークが求められないもの。フェデラルエクスプレス自動出荷システム (FedEx Ship Manager) で UN 3481、PI967、UN 3091、PI970、または UN 3552、PI97 が選択されていない場合に限りです。【FX-05(b)】
- 運航中に駆動させた状態でデータロガーまたはデータモニター (フェデラルエクスプレス SenseAware を除く) の装置を発送する荷送人は、事前承認が必要です。装置は製造元とモデル番号ごとに承認手続きが必要です。承認済みの装置は承認手続きが不要です。その装置が承認されているかどうかの確認および承認手続きにつきましては Worldwide Account Manager (WAM) にお問合せ下さい。担当の WAM が不明な場合は、セールスまたはアカウントマネージャーまでご連絡下さい。【FX-05(c)】
- 電池駆動の小型乗り物は、企業(会社)からの新品、未開封のオリジナル容器に収納されているものに限り受託しております。使用されたことのある、改造された、または個人、転売業者(再販業者)、第三者からの自立式乗り物 (balancing vehicles) 貨物は受託できません。【FX-04(f)】
この規定における電池駆動の小型乗り物の例:
ホバーボード (Hover board)、自立式乗り物 (self-balancing vehicles)、電動一輪式のスクーターやパーソナルモビリティ (unicycle scooters and one-wheeled personal transport vehicles)
- 電池マークの貼付が求められる UN3091 または UN3481 セクション II の場合は、フェデラルエクスプレス自動出荷システム (FedEx Ship Manager) で「パッケージの詳細の項目」にある「リチウム電池を追加」を選択してください。
- リチウム/ナトリウム電池を含む貨物の外装容器は、1.2メートルの落下試験に合格している必要があります。(UN3481 PI967、UN3091 PI970 と UN3552 PI978 は対象外)
- 包装物の積み重ね試験 (3mの高さまで積み上げた同重量の加重に24時間耐えられること) に合格している必要があります。
- 次の例外を除き、フェデックスの梱包材は利用できません。【FX-06】
 - フェデックス White および Brown の Box と Tube は、UN3481 と UN3091 の Section II の貨物に利用することができます。
 - フェデックスバックは包装物に電池マークが要求されない場合、強固で頑丈な容器 (例えばファイバーボード製箱) に入れた UN3091 と UN3481 の Section II のリチウム電池の輸送に使用できます
- Section II の UN3481 PI966、UN3091 PI969 または UN3552 PI977 に該当する貨物の場合、電池は内装容器に完全に収納し、それから機器と一緒に強固で丈夫な外装容器に入れてください。
- 輸送中に機器が外装容器内で移動しないように固定し、電池はショートや加熱を防ぐよう梱包し、機器が誤作動しないようにスイッチを保護してください。
- 同じ外装容器内に複数の機器が包装される場合、損傷させないよう機器は包装された他の機器との接触を防止して下さい。
詳細は、最新の IATA 危険物規則書、及び IATA が発行するリチウム電池ガイドスドキュメントをご参照下さい。 <http://www.iata.org/whatwedo/cargo/dgr/Pages/lithium-batteries.aspx>

(有機電解質を含む)ナトリウムイオン電池を送送する場合

お客様の貨物に含まれるナトリウムイオン電池の内容により、送送方法が異なります。まずは送送される電池の規格をお客様ご自身でご確認いただいた上で、下記のご案内に基づき、適切な手順でご送送くださいますようお願いいたします。



電池組込みの場合の必要事項 (UN3552 PI978 Section II)

① 電池マーク
② 航空貨物運送状の Shipment Information (貨物明細) の欄に次の文言を略さずに記入
“Sodium ion batteries in compliance with Section II of PI978”

(注) 次の場合①および②は不要です。

A) ボタン電池のみが組み込まれた機器 (回路基板を含む) または
B) 「機器に組み込まれた 2 個以下の組電池、または 4 個以下の単電池を収納した包装物」が 1 運送状あたり 2 個以下

電池同梱の場合の必要事項 (UN3552 PI977 Section II)

① 電池マーク
② 航空貨物運送状の Shipment Information (貨物明細) の欄に次の文言を略さずに記入
“Sodium ion batteries in compliance with Section II of PI977”

(注) 貨物(包装物)内の組電池または単電池の個数は、機器の作動に充当する個数に予備の 2 セットの個数を加えた個数を超えてはならない。

組電池および単電池の「セット」とは、個々の機器の作動に必要なとされる組電池または単電池それぞれの個数をいう。

★ 航空危険物に該当する場合

第9分類リチウム電池またはナトリウムイオン電池ラベル、危険物申告書、包装基準によっては、国連規格容器の使用が必要です。詳細は IATA 危険物規則書をご覧ください。

* 危険物を出荷される方は、必要なトレーニングを受け、適用される規則を理解している必要があります。
* 危険物貨物はフェデックスで危険物が輸送可能な地域のみフェデックス・インターナショナル・プライオリティまたはフェデックス・インターナショナル・プライオリティエクスプレスのサービスで受託しております。詳細はカスタマーサービスまでお問い合わせ下さい。

【共通要件】

- 有機電解質のナトリウム電池は UN3551 または UN3552 で、水溶性アルカリ電解液のナトリウム電池は UN 2795 (Batteries, wet, filled with alkali) として輸送する必要があります。
 - 電池は UN Manual of Tests and Criteria, Part III, Subsection 38.3 の試験要件を満たしている必要があります。
 - 特別規定 A88 または A99 を適用する全ての電池には、事前の承認が必要です。こちらのメールアドレス (A88A99approvalrequest@fedex.com) に要請を送信してください。【FX-05(a)】
 - 弊社は当局の認可があっても明確に事前承認されていない場合は廃棄用電池およびリサイクル、または処分のため輸送される電池はいかなるものも輸送も受託しません。【FX-04(e)、特別規定 A183】
 - 不良品や破損している電池、危険な熱の発生、出火あるいは短絡をもたらす可能性があるリチウム電池は輸送が禁止されています。いかなる電池駆動の機器もリコール品に該当するものは、そのリコールが安全性にかかわるものではなく、且つ電池が火災または危険な熱の発生可能性がないものに限り受託します。【特別規定 A154】
 - 修理のため電池が内蔵された電子機器を送る際は、危険な熱、火災、短絡を発生する可能性がある場合、電池を取り外して出荷する必要があります。
 - 全ての包装基準の全てのリチウム/ナトリウム電池 (Section I, IA, IB および II) は、以下の分類/区分の危険物と同一の包装物に収納して輸送することはできません。
区分 1.4、区分 2.1、第3分類、区分 4.1、区分 4.2、区分 4.3、区分 5.1、区分 5.2 および第8分類ならびに貨物専用ラベルが貼付された区分 2.2。当該規定は同梱 (All Packed in One)、オーバーパックおよび、同梱/オーバーパックの組み合わせを含みます。
例外：温度管理機器 (Temperature control devices) に PI967、970、または PI978 の Section II のリチウム/ナトリウム電池のみが含まれ、包装物には、電池マークが求められないもの。フェデラルエクスプレス自動出荷システム (FedEx Ship Manager) で UN 3481, PI967, UN 3091, PI970、または UN 3552, PI97 が選択されていない場合に限りです。【FX-05(b)】
 - 運航中に駆動させた状態でデータロガーまたはデータモニター (フェデラルエクスプレス SenseAware を除く) の装置を送送する荷送人は、事前承認が必要です。装置は製造元とモデル番号ごとに承認手続きが必要です。承認済みの装置は承認手続きが不要です。その装置が承認されているかどうかの確認および承認手続きにつきましては Worldwide Account Manager (WAM) にお問合せ下さい。担当の WAM が不明な場合は、セールスまたはアカウントマネージャーまでご連絡下さい。【FX-05(c)】
 - 電池駆動の小型乗り物は、企業 (会社) からの新品、未開封のオリジナル容器に収納されているものに限り受託しております。使用されたことのある、改造された、または個人、転売業者 (再販業者)、第三者からの自立的乗り物 (balancing vehicles) 貨物は受託できません。【FX-04(f)】
この規定における電池駆動の小型乗り物の例：
ホバーボード (Hover board)、自立的乗り物 (self-balancing vehicles)、電動一輪式のスクーターやパーソナルモビリティ (unicycle scooters and one-wheeled personal transport vehicles)
 - 電池マークの貼付が求められる UN3091 または UN3481 セクション II の場合は、フェデラルエクスプレス自動出荷システム (FedEx Ship Manager) で「パッケージの詳細の項目」にある「リチウム電池を追加」を選択してください。
 - リチウム/ナトリウム電池を含む貨物の外装容器は、1.2 メートルの落下試験に合格している必要があります。(UN3481 PI967、UN3091 PI970 と UN3552 PI978 は対象外)
 - 包装物の積み重ね試験 (3m の高さまで積み上げた同重量の加重に 24 時間耐えられること) に合格している必要があります。
 - 次の例外を除き、フェデックスの梱包材は利用できません。【FX-06】
- フェデックス White および Brown の Box と Tube は、UN3481 と UN3091 の Section II の貨物に利用することができます。
- フェデックスパックは包装物に電池マークが要求されない場合、強固で頑丈な容器 (例えばファイバーボード製箱) に入れた UN3091 と UN3481 の Section II のリチウム電池の輸送に使用できます
 - Section II の UN3481 PI966、UN3091 PI969 または UN3552 PI977 に該当する貨物の場合、電池は内装容器に完全に収納し、それから機器と一緒に強固で丈夫な外装容器に入れてください。
 - 輸送中に機器が外装容器内で移動しないように固定し、電池はショートや加熱を防ぐよう梱包し、機器が誤作動しないようにスイッチを保護してください。
 - 同じ外装容器内に複数の機器が包装される場合、損傷させないよう機器は包装された他の機器との接触を防止して下さい。
- 詳細は、最新の IATA 危険物規則書、及び IATA が発行するリチウム電池ガイダンスドキュメントをご参照下さい。 <http://www.iata.org/whatwedo/cargo/dgr/Pages/lithium-batteries.aspx>

電池マーク

図 1



上のマーク(最少寸法:100X100mm)は、このままカラープリンターで印刷してご利用できます。印刷する際は、印刷の設定項目「ページの拡大/縮小」を「なし」にご設定下さい。

なお、このデータを使用して生じた損害などの責任は一切負いかねますので、あらかじめご了承くださいませよう願いたします。

【最少寸法】

マークは斜線ハッチングがついた長方形でなければならない。

マークは最少寸法が100mm(幅)X100mm(高さ)で、ハッチングの最小幅は5mmであること。

梱包物のサイズ上の要請から、寸法を幅100mmX高さ70mmまでに縮小しても良い。

【色】

ハッチングは赤でなければならない。コントラストのある下地に文章およびシンボルは黒。

【記入項目】

マークは以下を表示しなければならない。尚、国連番号は最低限高さ12mmとすることが望ましい。

● 該当する国連(UN)番号

- リチウムイオン電池のみ単体の場合: **UN3480**
- リチウム金属電池のみ単体の場合: **UN3090**
- 機器に組み込まれた、または機器と一緒に同梱されたリチウムイオン電池の場合: **UN3481**
- 機器に組み込まれた、または機器と一緒に同梱されたリチウム金属電池の場合: **UN3091**
- 機器に組み込まれた、または機器と一緒に同梱されたナトリウムイオン電池の場合: **UN3552**
- 包装物に異なる国連番号が割り当てられるリチウム電池を収納する場合、全ての該当する国連番号を1つ以上のマークに表示

● 追加情報の連絡先電話番号 (任意)

電話番号は、24時間対応の緊急電話番号である必要はない。輸送されている電池に関する知識を持っている担当者に対応できれば、通常の勤務時間帯の電話番号で問題ない。国コードを含めた局番、電話番号が必要。

記入例



リチウム電池取り扱いラベルの廃止

経過措置として包装基準 965 および 968 の Section IB および包装基準 965 から 970 の Section I にしたがって準備された包装物に貼付が認められた旧来のリチウム電池取り扱いラベルは、2019年1月1日以降、使用することはできません。2019年1月1日以降は新しい電池マーク(図1)を使用する必要があります。

発送可否、及び必要な通関書類は国によって異なる場合があります。詳細はカスタマーサービスまでお問い合わせ下さい。

【ご注意】フェデックスでは、適切なトレーニングを受けた荷送人にお役立ていただくガイドラインとしてご使用いただくため、ご参考までに本資料を提供しています。フェデックスは、本資料の変更、誤記、漏れ又は誤解によって生ずる損失又は損害について一切責任を負いません。